



医政発 0330 第 8 号
令和 3 年 3 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

今般、医療をとりまく環境の変化や全国統一システムの構築の必要性を踏まえ、医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直しを行うため、また、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「特定機能病院及び地域医療支援病院の見直しに関する議論の整理」等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 63 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）により、下記 1 のとおり、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）の一部を改正することとしました。

また、平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 112 号。以下「令和 3 年改正医療情報告示」という。）により、下記 2 のとおり、医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成 19 年厚生労働省告示第 53 号。以下「医療情報告示」という。）の一部を改正することとしました。

また、上記改正に基づき、下記 3 のとおり、関連の通知等についても一部を改正することとしました。

令和 3 年改正省令及び令和 3 年改正医療情報告示については、3 月 29 日公布及び告示され、同年 4 月 1 日から施行及び適用されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関



係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 令和 3 年改正省令の概要

(1) 医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直し関係

- 管理、運営及びサービス等に関する事項（則別表第 1 第 1 の項）について
 - ・ 院内サービス等に係る報告事項のうち「対応することができる外国語の種類」を「外国人の患者の受入れ体制として厚生労働省令で定めるもの」に改める。
 - ・ 費用負担等に係る報告事項のうち「クレジットカードによる料金の支払いの可否」を「電子決済による料金の支払いの可否」に改める。
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（則別表第 1 第 2 の項）について
 - ・ 診療内容、提供保健・医療・介護サービスに係る報告事項として、「産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

(2) 地域医療支援病院及び特定機能病院の見直し関係

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 10 条第 3 項において、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験等を有すると厚生労働大臣から認定を受けた臨床研修等修了医師による管理が必要とされている病院の範囲を、「地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院」から「全ての地域医療支援病院」に拡大する。（則第 7 条の 2 関係）
- 地域医療支援病院の管理者が行わなければならない事項として、「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加するとともに、都道府県知事は、当該事項を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこ

ととする。(則第9条の19関係)

- 特定機能病院の管理者が行わなければならない事項として、「医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者の評価を受け、当該評価及び改善のために講ずべき措置の内容を公表し、並びに当該評価を踏まえ必要な措置を講ずるよう努めること」を追加する。(則第9条の20の2関係)
- その他所要の改正を行う。

2 令和3年改正医療情報告示の概要

- 外国人の患者の受入れ体制の追加(令和3年改正告示第2条の2条関係)
 - ・ 令和3年改正省令により病院等(病院、診療所、歯科診療所及び助産所をいう。以下同じ。)に共通の報告事項として「外国人の患者の受入れ体制」を規定することに伴い、その具体的な報告事項として、「対応することができる外国語の種類」、「多言語音声翻訳機器の利用の有無」及び「外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備」を規定する。ただし、「外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備」については、病院のみの報告事項とする。
- 車椅子等利用者に対するサービス内容の追加(令和3年改正告示第4条関係)
 - ・ 病院等に共通の報告事項である「車椅子等利用者に対するサービス内容」の具体的な報告事項として、新たに「車椅子等使用者用駐車施設の有無」、「多機能トイレの設置」を追加する。
- 受動喫煙を防止するための措置の追加(令和3年改正告示第5条関係)
 - ・ 病院等に共通の報告事項である「受動喫煙を防止するための措置」の具体的な報告事項として、健康増進法(平成14年法律第103号)の改正を踏まえ、新たに「健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置」を追加し、「喫煙室の設置」を報告事項から削る。
- 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類の追加(令和3年改正告示第7条関係)
 - ・ 病院等に共通の報告事項である「保健医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類」の具体的な報告事項について、助産所を除き、新たに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を追加する。
- 病院及び診療所が対応することができる短期滞在手術の追加(令和3年改正告示第12条関係)
 - ・ 病院及び診療所の報告事項である「対応することができる短期滞在手術」の具体的な報告事項について、令和2年度診療報酬改定を踏まえ、4泊5

日までの手術として、これまで告示第 12 条第 1 号に規定されていた「終夜睡眠ポリグラフィー」、「子宮鏡下子宮筋腫摘出術」を削除する。

○ その他

- ・ 上記に掲げるもののほか、令和 3 年改正省令により、これまで則に規定されていた報告事項を告示に委任することとされたことを踏まえ、当該報告事項を告示に規定するなど、その他所要の改正を行う。

3 関連通知等の改正

(1) 地域医療支援病院の管理者要件の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添 3 のとおり、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」(令和 2 年 1 月 16 日付け医政発 0116 第 1 号厚生労働省医政局長通知)を改正する。なお、同通知の別紙については別添 3 に付すとおり変更する。

(2) 地域医療支援病院の管理者責務の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添 4 のとおり、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知)を改正する。なお、同通知の様式については別添 4 に付すとおり変更する。

(3) 特定機能病院の管理者責務の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添 5 のとおり、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知)を改正する。なお、同通知の様式については別添 5 に付すとおり変更する。

(4) 病院又は診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の見直しについて

- 1 (1) 及び 2 に関連して、別添 6 のとおり、医療機能情報提供制度実施要領について(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知)の別紙様式(CSV形式)を改正する。
- また、1 (1) 及び 2 に関連して、別添 7 のとおり、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について(平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)の本編資料、別表 1 及び別表 2 を改正する。

(添付資料)

- ・(別添1) 医療法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第63号)【官報】
- ・(別添2) 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件(令和3年厚生労働省告示第112号)【官報】
- ・(別添3) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知) 関係資料
- ・(別添4) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知) 関係資料
- ・(別添5) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知) 関係資料
- ・(別添6) 医療機能情報提供制度実施要領について(平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知) 関係資料
- ・(別添7) 医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について(平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡) 関係資料

